

津久井やまゆり園事件発生から 10 年を受けた 「ともいき」社会実現に向けた取組

令和 8 年 7 月 26 日、津久井やまゆり園事件発生から 10 年の節目にあたり、あのような悲惨な事件を 2 度と繰り返すことのないよう、これまで県では、「ともに生きる社会かながわ憲章」を制定し、さらに、令和 5 年 4 月には「当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」を施行し、市町村、企業、団体などと連携しながら憲章の理念の普及に向けた様々な取組を進めてきたが、時間の経過に伴い、若年層を中心に事件を知る人も減り続けている。

事件を風化させず、憲章にある「誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会の実現」に向けて、事件発生から 10 年目となる令和 8 年度は、特に発信を強化するため、これまでの取組に加え、次の施策を新たに実施する。

(1) 津久井やまゆり園事件風化対策に向けた取組 2, 4 8 9 万円

例年、県・相模原市・かながわ共同会の 3 者共催にて、事件が起きた 7 月 26 日に、津久井やまゆり園で追悼式を実施しているが、令和 8 年度は、「ともに生きる社会かながわ推進週間」（7 月 20～26 日）に、より多くの方々が参加でき、思いを寄せていただけよう工夫した追悼行事等を実施する。

【主な追悼行事スケジュール（予定）】

令和 8 年 7 月 25 日（土） 相模原市立あじさい会館にて追悼式典
7 月 26 日（日） 津久井やまゆり園にて献花・献灯の受付
(推進週間中「デジタル献花」の受付も併せて行う。)

(2) 「ともいき」を象徴する新たな取組 5, 3 7 1 万円

(県庁舎及び津久井やまゆり園における新たな「ともいき」の実践)

「ともいき」を分かりやすく伝えるため、県庁では、新たに、障がい当事者を雇用し「当事者チーム」を作り、憲章の理念の普及等を当事者目線で進めるほか、庁内にアクアポニックス※を活用した農福連携事業を新たに立ち上げ、障がい者が主体となって運営し、その内容を広く発信する。

さらに、津久井やまゆり園では、地域と園が相互に「ともいき」を実感する機会を増やすため、園の利用者と地域住民や学生などのマッチングを行い、一緒に外出やイベント参加するなど、ともに過ごす時間を重ねながら家族的な関係を築く新たな交流事業を実施する。

【イメージ】



© 明治大学 建築構造研究室

※『アクアポニックス』とは

水耕栽培と魚の養殖を組み合わせた循環型の農業システム